

医 健 第 163 号
令和 5 年 4 月 11 日

医療機関の皆様へ

横浜市保健所長
修理 淳

令和 5 年度の横浜市における感染症発生時の対応について（依頼）

日ごろから、横浜市の感染症対策に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

令和元年度から新型コロナウイルス感染症が流行を繰り返す中で、発熱等の症状を有する患者の診療や疑い患者の検査の実施等に多大な御協力をいただき、重ねてお礼申し上げます。

この間、新型コロナウイルス感染症の流行により、その他感染症や食中毒等の発生件数は減少傾向にありましたが、令和 4 年は 3 年ぶりに季節性インフルエンザが流行した他、食中毒発生件数も例年並みとなり、発生動向としては徐々に新型コロナウイルス流行前の傾向に戻りつつあります。

また、令和 4 年 10 月以降、海外との往来に係る制限は大幅に緩和されております。今後訪日外国人や海外旅行者等の増加に伴い輸入感染症の増加や、新興・再興感染症の発生が懸念される他、特定の場所への人の集積（マスギャザリング）による集団感染の発生も危惧されます。

迅速・適切な感染症発生時対応が可能となるよう、令和 5 年度も引き続き、感染症対策の基盤となる感染症の発生動向把握や適切な発生時対応の更なる徹底を図り、体制強化を進める必要があります。つきましては、以下の対応について御協力の程よろしくお願いいたします。

1 感染症発生届の提出と、調査への御協力のお願い（引き続きのお願い）

感染症法に定める全数把握疾患について、届出基準に基づき診断された場合には、貴院が所在する区の福祉保健センターへ発生届の御提出をお願いいたします。

提出は「診断後直ちに」することと規定された感染症につきましては、感染拡大防止のために福祉保健センターが迅速な積極的疫学調査を実施する必要があるため、できる限り速やかな御提出をお願いいたします。

なお、FAX で御提出いただく場合、原本送付は不要ですので、貴院で保管をお願いします。

また、感染症法第 15 条（感染症の発生の状況、動向及び原因の調査）に基づき、届出の内容等に関して診断された医師の皆様にご確認させていただく場合がありますので、御協力をお願いいたします。

裏面あり

新型コロナウイルス感染症の届出は、5月7日診断分までは御提出をお願いします。

全数把握疾患の種類、届出基準・届出様式、届出先等については、以下を御確認ください。

- 横浜市感染症情報センター 届出基準・届出様式

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryo/eiken/kansen-center/doko/todoke.html>

2 検体・菌株の収集について（引き続きのお願い）

感染症が発生した際には、病原体の遺伝子学的解析等により拡大の程度や疫学的リンクを把握し、感染拡大防止や感染源の推定に繋げることを目的として、腸管出血性大腸菌感染症、レジオネラ症、薬剤耐性菌等について臨床検体や菌株の御提供をお願いしています。

御提供いただいた検体等は、横浜市衛生研究所において詳細な同定・遺伝子学的解析等を行い、感染拡大防止対策や市内の発生動向の検討に活用されますので、引き続き御協力をお願いいたします。

- 横浜市衛生研究所 横浜市感染症情報センター「病原体情報」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryo/eiken/kansen-center/byogentai/pathogen.html>

3 新型コロナウイルス感染症について

厚生労働省令和5年1月27日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について（情報提供）」において、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症（COVID-19）について、感染症法上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置づけることとされております。

法改正後の運用については、国や県の方針を踏まえ、必要な対応を検討してまいります。

4 梅毒について

全国の梅毒報告数は令和元年～令和2年にかけて一旦減少していましたが、令和3年以降再度増加に転じ、令和4年には12,966例と過去最多を記録しました。横浜市においても同様の傾向にあり、令和4年の梅毒届出数は196例と過去最多となりました。

令和3年9月には、持続性ペニシリン製剤が梅毒治療薬として薬事承認され、治療のコンプライアンスの向上が期待されています。

梅毒は、感染症法に定める五類感染症の**全数把握疾患**であり、診断後「**7日以内**」に届け出る必要があります。全国的な感染拡大防止対策を講じるにあたり、確実な発生動向把握が重要になっておりますので、診断時の届出についてご協力をお願いいたします。

また、梅毒と診断された患者様（無症状病原体保有者含む）について、併せてHIVなどの性感染症の検査の実施についてもご配慮ください。